

再契約（3回目）申請における質疑応答集

○ご不明な点につきましては、お手数でも宮城県応急仮設住宅契約事務センター
(電話 022-745-0565)までお問合せ願います。

Q1 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与期間延長とは何ですか。

A1 県が、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて入居者に供与する期間を、現在の4年間から更に1年間延長し5年間とするものです。

延長の手續としては、再契約を締結することで供与期間を延長するものです。

Q2 (1) 全ての入居者が供与期間延長となるのですか。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長の取扱いは、いつまで続くのですか。

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅等、民間賃貸借上げ住宅）に住み続けることはできませんか。

A2 (1) 供与期間が現在の4年間から更に1年間延長され5年間となる入居者は、被災時の住所が

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大崎市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町 である方です。

※ 被災時住所が、岩手県及び福島県内の方で、現在宮城県内の応急仮設住宅にお住まいの方も、供与期間延長の対象となっております。

(2) 上記14市町についても、供与期間はいずれ終了となります。応急仮設住宅は、被災者に一時的に居住の場所を与えるための建物であり、供与期間終了後は、住み続けることはできません。

なお、住宅の再建等については、お早めに被災当時お住まいの市町村へ御相談ください。

※ 今後の供与期間延長については、各市町の災害公営住宅等の整備状況等を考慮しながら、国と協議の上、判断していくこととなります。

Q3 再契約（3回目）の契約期間はいつまで延長されるのですか。

A3 現在取り交わしている定期建物賃貸借契約書に記載されている契約終期の翌日から1年間となります。

例 現在の定期建物賃貸借契約書の契約終期が平成27年4月30日の場合
再契約（3回目）期間 平成27年5月1日～平成28年4月30日

Q4 宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書は、誰が記入するのですか。

A4 入居者本人が御記入願います。

Q5 入居開始時と現在の入居世帯の状況に相違がありますが、どのようにすれば良いのですか。

A5 現在の契約内容に相違がある場合は、変更手続が必要ですので、お手元に現在取り交わしている定期建物賃貸借契約書を御用意の上、お問い合わせ願います。

なお、応急仮設住宅に当初から入居している方全員が退去する場合は、解約手続が必要です。

Q6 宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書の記入を誤りました。

A6 宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書の上部に入居者様の捨印を押した上で、訂正箇所を二重線で引き、近接する余白部に正しく御記入願います。

※ 修正液、修正テープは使用しないでください。

Q7 定期建物賃貸借契約書（再契約（3回目））に押印する印鑑の指定はありますか。

A7 インキ浸透印（シャチハタ等）以外の印鑑となります。

Q8 入居者自身が加入した損害保険の取扱いはどのようになるのですか。

A8 再契約期間における損害保険については、借主である宮城県が加入します。
なお、入居者自身が加入した損害保険の費用は、入居者の負担となります。

Q9 宮城県が加入する損害保険は、どのような内容ですか。

A9 保険内容は下表のとおりです。

建物の構造	借家人賠償	個人賠償	家財保険	
			火災	地震
鉄骨・コンクリート造	2,000万円	1億円	100万円	50万円
木造				46.6万円

Q10 退去修繕負担金は対象となりますか。

A10 退去修繕負担金は、退去時の原状回復費用として、最初の県借上げ契約時に賃料の2か月分をお支払いしておりますが、再契約に当たっては、入居者が実際に退去するわけではありませので、対象外です。

Q11 生活必需品負担金は対象となりますか。

A11 生活必需品負担金は、最初の県借上げ契約時（入居する際）に設置した費用を負担するものですので、再契約では対象外です。

Q12 印字されている内容に相違があります。

A12 印字内容は、現在の契約内容です。相違がある場合は、変更手続が必要な場合がありますので、お手元に現在取り交わしている定期建物賃貸借契約書を御用意の上、お問い合わせ願います。

Q13 定期建物賃貸借契約書（再契約（3回目））の記入を誤りました。

A13 定期建物賃貸借契約書（再契約（3回目））の上部に貸主及び入居者の捨印を押した上で、訂正箇所を二重線で引き、近接する余白部に正しく御記入願います。

また、仲介業者に関する内容に訂正がある場合は、仲介業者の捨印も必要です。

※ 修正液、修正テープは使用しないでください。

Q13 定期建物賃貸借契約書（再契約（3回目））を汚損、又は紛失しましたが、再発行は可能ですか。

A13 再発行するためには、「再発行申請書」が必要ですので、宮城県応急仮設住宅契約事務センターまでお問合せ願います。

Q14 賃料等支払明細書はどこに送付されますか。

A14 再契約（3回目）の賃料等支払明細書については、再契約（2回目）と同じ送付先に送付します。変更が必要な場合は、宮城県応急仮設住宅契約事務センターまでお問合せ願います。